

申請期限 2/21(火)～5/31(水)(当日消印有効)

臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます

申請福祉給付金室 ☎43-9540 ☎47-0746

✉qa-kyufu@city.hachinohe.aomori.jp 市ホームページ内で「臨時福祉給付金」を検索

臨時福祉給付金 (経済対策分) とは

26年4月から消費税が引き上げられた(5%→8%)ことに伴い、所得の少ない人の生活への影響を緩和するため、臨時的な措置として支給するものです。
今回は29年4月に予定されていた消費税率引上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、2年半分を一括して支給します。
下記に該当する人は、期間内に申請手続きをしてください。

対象者

次の全ての要件を満たす人

▷28年1月1日に八戸市に住民登録をしていた人(お亡くなりになった方は除く)

▷28年度の市民税(均等割)が課税されていない人

※市区町村民税(均等割)が課税されている人(市外の人も含む)の税法上の扶養親族など(専従者を含む)になっている人や生活保護を受給している人などは対象外です。また、16歳未満の方については保護者に扶養されているものとみなされます。

支給額

1人につき **15,000円**

※申請内容を審査し、結果を書面でお知らせします。

※申請から審査の終了まで、おおむね2か月を予定していますが、申請書に不備などがある場合はさらに時間がかかります。

申請方法

○申請書

申請書は2月下旬から対象と見込まれる人に郵送しています。対象要件に該当すると思われる人で届かない場合は福祉給付金室までお問い合わせください。

○提出先

申請書に記入の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れて郵送するか、福祉給付金室にお持ちください。

なお、2月21日(火)から3月24日(金)までは、市庁本館1階市民ホールの臨時福祉給付金特設会場で申請受付を行います。(状況に応じて設置期間を変更する場合があります。)

特設会場は大変混み合うことが予想されますので、郵送での申請にご協力ください。

○必要書類

申請書

振込口座が確認できる書類
(通帳またはキャッシュカードのコピー)

本人確認書類
(運転免許証、健康保険証、パス券などのコピー)

※本人確認書類は、支給対象になると見込まれる人全員分が必要です。

※外国人の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書などがあります。

※マイナンバーの「通知カード」や住民票などは本人確認書類とはなりません。

ご注意ください

給付金の振り込み詐欺にご注意ください!

八戸市や厚生労働省などが、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに八戸市や厚生労働省(の職員)をかたった不審な電話や郵便が届いたら、最寄りの警察署や八戸市消費生活センター(☎43-9216)にご連絡ください。

